

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例の施行に伴い、関係する規則について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 次の規則について、規則中引用している鳥取県行政組織条例の根拠条項を改める等所要の規定の整備を行う。

ア 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則

イ 鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

ウ 鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例施行規則

エ 鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則

オ 鳥取県障害者自立支援法施行細則

カ 鳥取県児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定等に関する規則

キ 鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則

ク 鳥取県児童福祉法施行細則

ケ 鳥取県看護職員修学資金等貸付規則

コ 鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則

サ 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則

シ 鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例施行規則

ス 鳥取県温泉法施行細則

セ 鳥取県立高等技術専門学校規則

ソ 鳥取県農業近代化資金利子補給規則

タ 主要農作物種子法施行細則

チ 鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則

ツ 鳥取県採石条例施行規則

テ 水産業協同組合検査規則

ト 農業協同組合検査規則

ナ 森林組合検査規則

ニ 鳥取県物品事務取扱規則

(2) 施行期日は、平成22年4月1日とする。